

徳之島町農業委員会

第 5 回定例会

議事録

令和 7 年 5 月 1 6 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年5月16日（金）午後4時から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

- 第1 議案第13号 農地法第3条許可申請議案について（6件）
- 第2 議案第14号 農地法第5条許可申請議案について（3件）
- 第3 議案第15号 農地地目変更申請（非農地証明・現況証明）について（1件）
- 第4 議案第16号 買受適格申請議案について（1件）
- 第5 議案第17号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）
- 第6 その他

4. 委員

		出席	11人	欠席	3人
--	--	----	-----	----	----

1番	欠席	白	山	明	8番	出席	爲	島	良	一
2番	出席	平	山	正也	9番	出席	武	島	光	子
3番	出席	嶺	田	正秀	10番	出席	藤	田	喜	文
4番	出席	崎	田	広光	11番	出席	内		博	行
5番	出席	鮫	島	徹三	12番	出席	林		慶	造
6番	欠席	木	場	友広	13番	出席	原	田	辰	法
7番	欠席	嘉	山	杏奈	14番	出席	里		美	幸

5. 農地最適化推進委員

		出席	3人	欠席	1人
--	--	----	----	----	----

1番	欠席	林	誠一郎	3番	出席	泰	良	誠
2番	出席	福	洋一	4番	出席	福	岡	佑希

6. 事務局職員

局長	白坂 貴仁(欠席)
次長	星野 弘仁
主査	米島 武勇幾

職務代理者	おはようございます。これより令和7年5月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、〇〇会長、7委員と6委員、そして1推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が6件、農地法第5条許可申請議案が3件、農地地目変更申請議案(非農地・現況証明)が1件、買受適格申請議案が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計12件となっております。署名委員は、11委員と12委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案第13号、農地法第3条許可申請について、受付番号24号から29号まで事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の方から説明致します。 受付番号24号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積は、畑の3,443㎡。権利取得後の面積は、3,987㎡。農業の廃止、規模拡大となっております。反あたり〇〇万円です。 受付番号25号、譲渡人、花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。譲受人、花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。申請区分面積は、畑の748㎡。権利取得後の面積は、1,855㎡。〇〇間の贈与と受贈となっております。 受付番号26号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇〇〇〇。申請区分面積は、畑、4,898㎡。権利取得後の面積は、14,177㎡。農業の縮小、規模拡大となっております。反あたり〇〇万円です。 受付番号27号、譲渡人、大阪府、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積は、畑、1,827㎡。権利取得後の面積は、19,288。農業の廃止、規模拡大となっております。反あたり〇〇万円です。 受付番号28号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、山、〇〇歳、〇〇〇さん。申請区分面積は、畑、3,051㎡。権利取得後の面積は、同じく41,935㎡。農業の縮小、規模拡大です。反あたり〇〇万円です。 受付番号29号。譲渡人、伊仙町、〇〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、花徳、

事務局	〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積は、7,199㎡。権利取得後の面積は、30,277㎡。農業の廃止、規模拡大となっております。反あたり〇〇万円です。 以上6件です。審議の程宜しくお願い致します。
職務代理者	これから議案13号について、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号24号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号25号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号25号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号26号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号26号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号27号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号27号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手]

職務代理者	許可する事に致します。 続きまして受付番号28号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号28号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号29号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号29号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 次に議案14号、農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	農地法第5条許可申請について、事務局から説明致します。 受付番号1号、譲渡人、亀津、〇〇〇〇さん。 譲受人、福岡市、〇〇〇〇〇〇さん。 前回、令和〇年〇〇月に一時転用許可している所の、期間の延長申請分となっています。別紙①と書いている資料の場所となります。不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇の〇筆、面積は、1,791㎡です。〇〇〇〇〇〇〇工事の一時転用期間の延長申請で、前回の許可期間は、令和〇年〇月〇〇日までで、今回の申請で、令和〇年〇〇月までの延長申請と言う事で申請があがってきています。 受付番号2号、資料は、②と書いている資料です。 譲渡人、亀津、〇〇〇〇さん。 譲受人、亀津、〇〇〇〇〇さん。 申請の不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇。

事務局	地目は、変更前は畑で、変更後は雑種地。面積は、5,117㎡。 申請理由としては、鹿児島県大島支庁徳之島事務所発注工事において、申請地の権利を設定して、現場事務所及び資材置き場を構築するためとなっています。 令和○年○○月○○日までの一時転用となります。 受付番号3号。 譲渡人、亀津、○○○○。 譲受人、花徳、○○○○○さん。 こちらは、令和○年○○月に、一時転用許可をしている所の期間の延長申請となっています。 別紙右上に③と書いているのが、資料の場所となっています。 不動産の表示は、徳之島町○○○○○○。 面積が、3,129㎡です。 こちらは、県工事畑地帯総合整備事業○○○○の一時転用期間の延長申請となっています。 前回の許可期間は、令和○年○月○○日までで、今回の申請で令和○年○月○○日までの延長の申請となっています。 以上3件となります。 ご審議の程宜しくお願い致します。
職務代理者	これから議案第14号について、質疑を行います。 受付番号1号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。
4委員	ちょっと宜しいですか。教えて欲しいんですが。地目が①②は畑が、雑種地になって、③は畑から変更後も畑。 これはどういう事なんですか。
事務局	こちらですね。その前回も同じようになっていたので、そのまま延長申請で。
4委員	じゃーそうしたら、令和○年○○月○○日までの期間ですよ。その後は又、地目、変更はどうなるんですか。

事務局	聞き取れず。
他委員	聞き取れず。
職務代理人	第1号について、今、一時転用という言葉が出ましたけど。他に何か。事務局の方でも期間を見て、地目が畑と雑種地と言う事ですので、そこあたりを前の通りしたって言う事なんですけども、事務局の方でしっかりするようにお願いしたいと思います。 他に第1号ないですか。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号2号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。 受付番号2号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号3号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。 受付番号3号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 それでは次に、議案15号。 農地地目変更申請（非農地証明・現況証明）について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案15号。農地地目変更申請について、事務局から説明します。 受付番号11号、対象地は、〇〇〇〇の定例会において、審議した場所となっています。 亀津、〇〇〇〇〇、429㎡、地目、田、現況は原野。 4月10日、現地確認しています。 〇〇〇〇に保留となりました事案になります。 申請理由としましては、作物を一人でやるのに無理が出て体調が悪く、現在に至ってるという事であります。荒れている現在です。 また、本人に確認した所、もう周りの方にも売買等出来ないかあたってるそうですが、買い取る所が無かったと言う事で、申請をあげて下さいとの事でした。 以上1件です。ご審議の程宜しくお願い致します。
職務代理者	受付番号11号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
4委員	補足なんですが、〇〇さん、年齢も〇〇近いんですが体調も悪くて、自分の自作していた土地も、今、〇〇さんと言う人に小作させて体調も悪くて農業もやめています。以上です。
職務代理者	他に質疑ありませんか。
11委員	地図とかは。場所とかは。
事務局	今回付けてないです。場所は、〇〇線上って行って右に入ると〇〇〇住宅で、左手の〇〇〇の所。
11委員	我々もギリギリ分かるぐらいで、もう少し分かりやすい地図が。
事務局	ちょっと大きめに、今度から。
11委員	ちょっと遠めにと、近めにと、わけて～聞き取れず。
職務代理者	今、11委員からありましたような、もうちょっと図面の所分かりやすく出来たらここに文字で、大変でしょうけど。 他に11号に付きまして、質疑ありませんか。無いようでしたら、採決した

職務代理者	いと思います。11号について、質疑が無いようですので質疑を打ち切ります。採決します。 受付番号11号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 承認する事に致します。 続きまして、次に議案16号。買受適格申請について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案16号。買受適格申請について、事務局より説明します。 受付番号1号、申請人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 自作1,417㎡。小作5,173㎡。 競売の内容として、不動産表示、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の〇筆、934㎡。競売期日ですが、入札期間が、〇月〇日から〇月〇〇日。 入札日は、〇月〇〇日。 申請理由は、規模拡大となっています。 以上1件です。審議の程宜しくお願い致します。
職務代理者	それでは議案16号について、質疑を行います。 受付番号1号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。 質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。 受付番号1号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します [全員挙手] 承認する事に致します。 次に議案17号。農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案17号。農地中間管理権及び利用権の設定について説明します。農用地利用集積促進計画一覧表を見て下さい。 左の列から受け手、次に対象農地、契約内容、一番右の列が出し手となっ

事務局

ております。

N0.1・2の受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。

対象農地は、〇筆、契約期間は〇〇年、使用貸借です。

N0.3～N0.10。受け手は、山、〇〇〇〇さん。

対象農地は、〇筆。契約期間は〇〇年、使用貸借です。

N0.11～N0.12。受け手は、亀津、〇〇〇さん

対象農地は、〇筆。契約期間は〇〇年、賃借権となっています。

受け手〇名、〇〇筆。面積は、22,365㎡です。

今年度は、花徳地区を重点地区として指定するところです。

以上、審議の程宜しくお願い致します。

職務代理者

これから議案17号について、質疑を行います。

受付番号5号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号5号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和7年5月16日

署名委員

内 博 行
林 慶 造